

令和 6 年度 2 級 建築・電気工事施工管理技術検定試験

(二次検定) 合格証明書の新規交付申請手続きのご案内

合格者が合格証明書の交付を受けるためには申請手続きが必要です。

交付申請は、お手元の合格通知書及び下記のご案内をよくお読みいただき、**申請〆切(必着)までに簡易書留にて発送し、受領証(追跡番号記載)は合格証明書を受領するまで大切に保管してください。**

申請〆切(必着)	発送予定日
令和 7 年 3 月 5 日(水)	令和 7 年 3 月 21 日(金)

※令和 7 年 3 月 5 日(水) 必着分まで受理可能ですが、3 月 6 日(木)以降は申請者に返送されますのでご注意ください。

※印刷状況等により発送日が変わる場合があります。発送確定日は各地方整備局等のHPでご確認ください。

※上記の申請期間以降、各地方整備局等宛てに申請された場合、合格証明書の発送は申請書到着後おおよそ 2 ヶ月程度かかりますのでご注意ください。

※個人資格のため申請者本人が記入・確認のうえ申請してください。会社等による代行申請は着払いで返送されますのでご注意ください。

●注意事項

・令和 3 年度から技術検定の合格証明書は、第一次検定、第二次検定それぞれについて希望者に交付いたします。

・合格証明書を交付申請する際は、第一次検定、第二次検定とも、それぞれに交付手数料として 2, 200 円の納付(収入印紙)が必要となります。

・合格証明書の交付を希望される方は、最終頁の「合格証明書交付申請チェックリスト」で確認後、郵便局で簡易書留の手続きをお願いします。

●申請期限を過ぎてからの交付申請について

・合格証明書は申請期限を過ぎても申請可能ですが、本件案内とは異なる申請方法になりますので、「5. お問い合わせ」に掲載されている「居住地を管轄する担当地方整備局等」のHPにある申請手続きを参照してください。

★試験の実施に関すること

★受検資格等の詳細

★合格通知書を紛失した場合(再発行)

は、下記までお問い合わせください。

＜一般財団法人 建設業振興基金試験研修本部＞

TEL) 03-5473-1581

H P) <https://www.fcip-shiken.jp>

技術検定制度の改正についても掲載しています。

1. 申請に必要な書類（以下の表①～④及び見本をご確認ください）

※①②は必須 ③は変更がある場合のみ ④は任意

	必 要 書 類	詳 細
①	（必須） 技術検定合格証明書 交付申請書 （合格通知書に付いて います）	・ 合格通知書から切り取ってください。 ・ 氏名、合格証明書送付先、生年月日、技術検定の種目をご確認ください。 ・ 氏名、漢字、生年月日、種目に間違いがある場合は、この申請書だけでは合格証明書の交付ができませんので、3月21日（金）までに試験機関（一般財団法人 建設業振興基金 03-5473-1581）へ電話連絡してください。 ・ 提出日を記入してください。 ・ <u>日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。</u>書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。 ・ 必ず申請者本人が記入・確認のうえ郵送してください。 ・ 婚姻等による氏名を変更する場合は、変更箇所を朱書きで訂正のうえ戸籍抄本又は戸籍謄本の原本の提出が必要です（詳細は下記③を参照願います）。 ・ 合格証明書送付先を変更する場合は、郵便番号、都道府県名、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください。
②	（必須） 収入印紙 2, 200円分	・ 交付申請書の貼付欄に貼ってください。 ・ 貼りきれない場合は、枠外や裏面に貼り付けてください。 ・ 収入印紙には、消印はしないでください。 ・ 収入印紙以外（収入証紙、切手、現金等）は無効です。
③	（<u>婚姻等により氏名 を変更する方のみ必要</u>） 戸籍抄本又は 戸籍謄本の原本	・ 氏名に変更がある場合は、変更となったことが証明できる書類として、市区町村発行の戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）の原本が必要となります（コピー不可）。
④	（任意） 旧氏（旧姓）併記 通称名併記（外国籍の方）	・ 交付申請書の氏名にカッコ書きで朱書き追記してください。 下記（１）～（４）のいずれかの写しが必要となります。 （１）住民票の写し（旧氏、通称名の記載があるものに限る。 申請日時点で市町村の発行から６ヶ月以内のもの。） （２）運転免許証※のコピー（表面及び裏面） （３）マイナンバーカード※のコピー（表面のみ） （４）監理技術者資格者証※のコピー（表面及び裏面） （※通称等の併記されたもの及び有効期限内のものに限る。） ・ 交付申請書に記載された通称名等の併記を希望しない場合は、申請書の通称名等を二重線で消してください。

↓↓次ページの見本も確認してください↓↓

<重要> 建築（電気工事）施工管理技術検定合格証明書の交付申請書類

※見本は建築施工管理

【①交付申請書、②収入印紙は必須です！】

氏名に変更がある場合のみ、③戸籍抄本又は戸籍謄本（原本）も必要となります

令和6年度 技術検定合格証明書交付申請書	
担当局長殿 下記の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、申請します ●年●月●日(提出日)	
受検番号	××××××××
フリガナ氏名	キシツ ケンテイ 技術 検定
合格証明書送付先	〒111-1111 〒111-1122 見本 埼玉県さいたま市中央区〇〇1-2 埼玉県さいたま市中央区△△2-1 TEL(日中の連絡先番号を必ず記入) 111-2222-3333
生年月日	平成〇年〇月〇日
技術検定の種目等	建築施工管理(2級第二次検定)
【注意事項】※訂正した場合の訂正印は不要 1. 必ず裏面の申請手順をご覧のうえ、申請してください 2. 個人資格のため、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください ※会社等による代行申請は着払いで返送されますのでご注意ください 3. 簡易書留で郵送してください ※到着の確認がとれなかった場合には再度送付いただくことになりますので普通郵便では送付しないようご注意ください 収入印紙(2, 200円)を必ず貼付してください ①貼付欄(枠をはみ出して可) <注意> 収入証紙× 切手× 現金× 収入印紙○ ※収入印紙には消印はしないでください。	
・交付手数料として収入印紙（2, 200円分）を貼ってください。収まらない場合は、枠外に貼って頂いても構いません。 ・収入印紙には、消印はしないでください。 <注意> 収入印紙以外（収入証紙、切手、現金等）は無効	

・提出日を記入して下さい。

・氏名・生年月日・種目をよく確認してください。間違いがある場合は、3月21日（金）までに試験機関（一財）建設業振興基金(03-5473-1581)へご連絡ください。

・氏名に変更がある場合は二重線を引いて朱書きで訂正してください。

・氏名を変更した場合は証明書類として戸籍抄本又は戸籍謄本（原本）が必要になりますので、必ず交付申請書に同封してください（訂正がない場合は不要です）。

・電話番号（日中連絡がとれる番号）を必ず記入してください。

書類に不備があった場合に連絡をさせていただきます。

・「合格証明書送付先」欄に印字されている住所に合格証明書を送付しますので、誤りが無いか、確認してください。

・合格証明書送付先を変更する場合は、郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください。

・「合格証明書送付先」欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、受検者本人の手元に確実に届く住所としてください。

印字されている送付先を変更する場合は、見本のように朱書きで訂正してください。
(※郵便番号、都道府県名も必ず記載願います。)

※合格証明書の交付を希望される方は、最終ページの合格証明書交付申請チェックリストでご確認をお願いします。

2. 交付申請書の送付方法

●送付方法

「1. 申請に必要な書類（①②は必須、③は変更がある場合のみ、④は任意）」を封筒（サイズは問いません）に入れ、郵便局窓口で簡易書留にて送付してください。その際に郵便局から渡される依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切にお持ちください。依頼書の控えがないとお問い合わせに対応できかねますのでご注意ください。

●封筒表面（送付先）

※宛先に住所の記載はありませんが、郵送先として問題ありません。

（例）建築2級（第二次）の場合

簡易書留 （2 建二次交付申請書在中）

〒350-1199 川越西郵便局留
瀬味証券印刷（株）建築2係

（例）電気工事2級（第二次）の場合

簡易書留 （2 電二次交付申請書在中）

〒350-1199 川越西郵便局留
瀬味証券印刷（株）電気2係

●封筒裏面（差出人住所等）

ご自身の氏名・住所を必ず記載してください。

●留意事項

・施工管理技士の資格は個人資格ですので、会社等による申請は一切受け付けません。会社等による代行申請があった場合は、申請書類を着払いで返却いたします。あらかじめご了承ください。

3. 交付申請書の申請期間

申請〆切(必着)	発送予定日
令和7年3月5日(水)	令和7年3月21日(金)

※受付申請期間内に手続きを行った方で、添付書類、記載内容に不備がない場合は、合格証明書は**各発送予定日**に簡易書留郵便にて、交付申請書に印字（記載）されている住所地あてに発送する予定です。

※申請書類に不備がある場合は、発送予定日には発送できません。

こちらから不備内容のご連絡を行い、交付の条件を満たした方から順次発行作業をいたしますが、作業状況により発行が遅れることがございます。

※**郵便局にて配達を行った際にご不在の場合は**、郵便受け等に不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が入ることとなっております。その場合には**不在票の手続き案内に従い、郵便物（合格証明書）をお受け取りください。**

ご不在であった場合の**郵便局の保管期間は1週間**です。**保管期間内に受領されないと、居住地を管轄する担当地方整備局等へ郵便物（合格証明書）が返却**されます。

※返却された合格証明書の再発送をご希望の場合は、居住地を管轄する担当地方整備局等へ以下の書類をご送付ください。

（各地方整備局等の送付先は、「**5. お問い合わせ**」に記載しています）

- ① 検定の種目（建築、電気工事、管工事の別を記載してください）
- ② 受検番号
- ③ 氏名
- ④ 電話番号（日中、連絡のとれる携帯番号など）
- ⑤ 合格証明書送付先の郵便番号及び住所
- ⑥ 490円分の切手（簡易書留郵便料490円分をご負担いただきます）

上記の①から⑤までを記入したメモ（様式任意）、及び⑥490円分の切手が担当地方整備局等に到着確認後、再発送いたします。

4. 合格証明書の発送状況の確認

令和7年3月21日（金）発送予定の郵便物（合格証明書）の発送状況につきましては、郵便局の郵便追跡サービスで確認することができます。

合格証明書の発送後、下記の関東地方整備局ホームページ内に、合格者の受検番号と引受番号（簡易書留問い合わせ番号）が掲載されます（**発送前は見られませんのでご注意ください。**）

（↓関東地方整備局ホームページ内「2. 合格証明書発送簡易書留追跡関連について」）

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.html

発送状況は郵便局ホームページ内の個別番号検索等から確認できます。

(↓個別番号検索ページ)

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>

(又は「郵便追跡サービス」で検索し「個別番号検索」をクリック)

各地方整備局等にお問い合わせいただいても、その場で対応できない場合がありますので、ご自身で確認されるようお願いいたします。

※印刷状況等により発送日に変更になる場合があります。発送確定日は各地方整備局等のHPでご確認ください。

新規交付申請手続きに関するQ & A

合格通知書受領から交付申請書発送まで

●交付申請書及び添付書類について

Q) 合格証明書の送付先を自宅住所と違う住所に変更したいのですが。

A) 交付申請書の合格証明書送付先欄に、二重線で訂正（見え消し）し、朱書きで、郵便番号、都道府県名、アパート名、団地名、棟番号、勤務先名、同居先名等まで詳しく正確に記入してください。なお、合格証明書送付先欄は、変更の有無にかかわらず証明書類の提出は不要ですが、受検者本人の手元に確実に届く住所としてください。

Q) 交付申請に戸籍抄本（又は戸籍謄本）の添付は必須ですか。

A) 氏名に変更があった場合のみ必要となります。交付申請書に印字してある氏名に変更がなければ添付の必要はありません。

Q) 交付申請書に印字された名前の字体（旧字体・新字体等）、生年月日が間違っている。

A) 令和7年3月21日までは試験機関（建設業振興基金：03-5473-1581）へ電話連絡し、正しい内容で再発行された合格通知書に付いている交付申請書で申請してください。

3月22日以降は申請書を朱書き訂正のうえ、確認書類として次のいずれかを添付し各地方整備局等へ申請してください。①運転免許証の裏表のコピー、②住民票の写し（発行から6ヶ月以内）、③監理技術者資格者証の裏表のコピー、④マイナンバーカード表面のコピー、⑤在留カード裏表コピー（いずれも有効期限内のものに限る）

Q) 合格通知書に交付申請書が付いていません。

A) 合格通知書がはがきの場合には圧着タイプとなり3枚に開きます。開くと申請書を確認できます。

Q) 交付申請書の書き損じをしてしまった場合、どうすればいいですか？

A) 二重線で訂正（見え消し）して、正しい内容を空いている箇所に記入してください。訂正印は必要ありません。

●申請方法について

Q) 申請手続きは、期限内に行わなければならないのでしょうか。また、行わなかった場合には罰則などはあるのでしょうか。

A) 期限内に行わなかった場合に罰則などはありません。

今回の申請期間までに申請出来なかった場合でも、随時申請することは可能です。申請手続きの方法が本件案内と異なりますので、その際は「[5. お問い合わせ](#)」に掲載されているあなたの「居住地を管轄する担当地方整備局等」のHPにある申請手続きを参照してください。

Q) 会社で複数の人が合格しています。その人たちの申請書を一つの封筒で一緒に送付してもよろしいでしょうか。

A) 個人資格のため、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。会社等による複数の方の申請はお断りします。

Q) 受検申込時には会社でまとめて申込できましたが、なぜ今回はできないのでしょうか。

A) 受検申込のときにも二人以上の同封郵送はお断りしております。必ず、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。

Q) 引越しの予定があります。その場合、合格証明書送付先欄はどのようにすればいいですか。

A) 交付申請書提出時点での住所（引越し前の住所）で申請してください。郵便局に転居届を提出しておけば、郵便物が転送されますのでご利用ください。

発送予定時期に転居が完了している場合（住所が確定済）は、転居後の住所で申請しても構いません。

Q) 申請書類を折って、定型の封筒で申請してもいいですか。

A) 書類は折って構いません。封筒のサイズも問いませんので定型で問題ありません。

Q) 普通郵便で送付しても大丈夫ですか。

A) 郵便によるトラブルがあった場合（届かない等）、普通郵便では追跡ができず、原因の特定が困難となるため、必ず簡易書留で申請してください。書留依頼書の控えは合格証明書を受領するまで大切に保管してください。普通郵便で送付された場合のお問い合わせにはご対応できかねますのでご了承ください。

Q) 合格証明書の送料及び返信用の封筒は同封しなくてよいのですか。

A) 収入印紙代（2,200 円）は送料及び封筒代を含んだ金額となっておりますので、交付申請書に収入印紙 2,200 円分を貼っていただければ、別途送料・封筒代は必要ありません。

交付申請書発送後

●申請書類の不備について

Q) 送付した書類に不備がないかどうか、事前に確認してほしい。

A) 申請期間中は申請書類が殺到するため、お問い合わせによる事前確認はお断りしております。申請書類に不備がありましたら電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。

●合格証明書の送付について

Q) 合格証明書はいつごろ届きますか。

A) 申請で書類不備等がなければ、3月5日（水）までの受付は3月21日（金）に発送予定です。印刷状況等により発送日が変わる場合があります。発送確定日は各地方整備局

等のHPでご確認ください。

Q) 合格証明書を郵便ではなく、宅配便、メール便で送ってほしい。

A) 郵便法により、合格証明書は信書扱いとなりますので、郵便以外の方法で送ることはできません。

Q) 昼間は会社なので郵便物を受け取れません。

A) 郵便配達時に不在であった場合は、郵便局からの不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が郵便受けに入っていると思います（保管期間は1週間程度）。不在票の案内に従って、郵便物を受け取ってください。

Q) 合格証明書の交付申請をしたのに合格証明書が届きません。

A) 申請書類に収入印紙貼付漏れや不足などの不備があった場合、電話連絡をしますので、その指示に従って手続きしてください。

申請期限までに交付申請を行ったにもかかわらず、発送予定日後2週間になっても合格証明書が届かない場合又は電話連絡がない場合は、「[5. お問い合わせ](#)」にあります各地方整備局等へお問い合わせください。

合格証明書について

Q) 合格証明書はこういったものになりますか。

A) B5サイズの免状タイプのものになります。他のタイプはありません。

Q) 合格証明書番号を知りたいのですが。

A) 交付申請手続きの事務処理が完了するまでは、合格者証明書号はありません。後日、発送されます「合格証明書」に記載されていますのでご確認ください。

Q) 受検番号と合格証明書番号は違うのですか。

A) 受検番号と合格証明書番号は違います。交付申請手続きの事務処理が完了するまでは、合格証明書番号はありません。

Q) 合格証明書に期限はありますか。定期的に更新が必要ですか。

A) 期限も定期的な更新もありませんので、そのままお使いいただけます。

その他

Q) 監理技術者資格者証に関する手続きが知りたい。

A) 監理技術者資格者証交付については、下記へお問い合わせください。

一般財団法人 建設業技術者センター

連絡先 (TEL) 03-3514-4711

[https:// www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html](https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html)

5. お問い合わせ

管轄部署が都道府県毎に分かれております。下記をご覧ください、あなたの居住地（会社の所在地ではありません）を管轄する担当地方整備局等の HP を参照したうえで、ご不明点がありましたらお問い合わせください。

●お問い合わせ時間

平日 9:30～12:00 及び 13:00～17:00

お問い合わせが集中するなどすぐに対応できない場合は、担当から折り返しご連絡させていただきます。あらかじめご了承ください。

あなたの現住所	担 当 地 方 整 備 局 等
北海道	北海道開発局 営繕部 技術・評価課 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311(代) https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ez/gijyu_hyou/ud49g7000000kf5m.html
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話：022-225-2171(代) https://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/giyou/gijyutu.html
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話：048-601-3151(代) https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000005.html
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 営繕部 計画課 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 電話：025-280-8880(代) https://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/005_tec_aprov/01tech_aprv.html
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 電話：052-953-8194(直) https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/sekoukanri/sekou_gishi1.htm
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-4 1 大手前合同庁舎 電話：06-6942-1141(代) https://www.kkr.mlit.go.jp/build/licensing/new_index.html
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 電話：082-221-9231(代) https://www.cgr.mlit.go.jp/eizen/kentei/index.html

徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 電話：087-851-8061(代) https://www.skr.mlit.go.jp/eizen/contact/koufushinsei.html
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 営繕部 技術・評価課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 電話：092-471-6331(代) http://www.qsr.mlit.go.jp/n-tatemono/gijutsu.html
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部 営繕課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話：098-866-0031(代) https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/015435

普通郵便で、ポストへ投函しない
ようご注意ください



※合格証明書の交付を希望される方は、このチェックリストでご確認をお願いします

合格証明書交付申請チェックリスト

- I 表面の切り離し線より、合格証明書交付申請書を切り離す
- II 交付申請書記載内容の確認及び訂正をする
- ☐ 訂正なし⇒「Ⅲ」へ進む
 - ☐ 訂正あり
 - ☐ 氏名、漢字、生年月日、種目が誤っている
⇒ 建設業振興基金(03-5473-1581)へ3月21日(金)までに
電話連絡すれば交付申請書再発行可能
 - ☐ 婚姻等による氏名変更、送付先を変更したい
⇒ 変更する箇所に二重線を引いて朱書訂正する
※送付先変更の場合は、郵便番号・都道府県名も訂正
 - ☐ 必要書類
氏名を変更する場合は、戸籍謄本(抄本)の原本1部
 - ☐ 旧姓・通称の併記を希望される場合は、居住地を管轄する
各地方整備局等のHPを参照
- III ☐ 電話番号を記入する(日中連絡が取れる連絡先)
- IV ☐ 郵便局等で購入した2,200円分の収入印紙を用意し、申請書表面の
貼付欄に貼る※収入証紙や切手ではありません
- V ☐ 申請書送付用封筒を用意する(サイズは自由)
- ☐ 下記の宛名を記入する(又は切り取って貼付)
 - ☐ 封筒の裏面に自分(差出人)の住所・氏名を記入する
 - ☐ 交付申請書を封筒に入れる
 - 氏名を変更した方
 - ☐ 戸籍謄本又は戸籍抄本の一部を封筒に入れる
- VI 発送手続き
- ☐ 郵便局で簡易書留の手続きをする
 - ☐ 郵便局から発行される簡易書留の受領証には追跡番号が記載されているので
必ず合格証明書を受領するまで保管する(スマホに写真で保存等)
※ 普通郵便で送付され到着の確認がとれず再度送付いただく事象が
発生しております。必ず簡易書留で送付してください

※令和7年3月5日(水)必着分まで受理可能ですが、3月6日(木)以降は申請者に
返送されますのでご注意ください

宛 名 下記の宛名を切り取って申請書送付用封筒に貼ってください。

<2級建築 二次>

簡易書留 (2建二次交付申請書在中)

〒350-1199 川越西郵便局留
瀬味証券印刷(株)建築2係

<2級電気 二次>

簡易書留 (2電二次交付申請書在中)

〒350-1199 川越西郵便局留
瀬味証券印刷(株)電気2係

※宛先に住所の記載はありませんが、郵送先として問題ありません。